

## 高知市資格取得助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させる中小企業・小規模企業者に対し、当該資格取得に要する経費の一部を助成することで若者の定着を図ることを目的とし、高知市資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 本市において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う者であって、事業所非該当の承認を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 本市の市税の納税義務者である場合にあっては、それを滞納しているとき。

### (対象労働者)

第3条 助成金の交付の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす労働者とする。

- (1) 市への申請時において、34歳以下の者であること。
- (2) 前条に規定する助成対象事業者に正規雇用者として採用後5年以内の者であること。

### (対象資格等)

第4条 支援の対象となる資格等（対象資格等）は、次に掲げる資格等とする。ただし、令和6年10月1日以降に取得した資格等に限り。

- (1) 法令に基づく国家資格
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に定める技能検定

2 前項の規定にかかわらず、対象資格等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。

- (1) 私的活用の度合いが大きいものと認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援の対象として適当でないと認められるもの

### (助成金額及び助成限度回数)

第5条 助成対象となる経費、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の申請は、対象労働者1名につき同一年度内において1回限りとする。

3 対象労働者は、1助成対象事業者につき、同一年度内において2名を上限とする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、対象労働者による資格等取得後6か月以内に高知市資格取得助成金交付申請兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

### (助成金の交付決定及び助成金額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、高知市資格取得助成金交付決定兼助成金額支払通知書（様式第2号）により当該申請をした助成対象事業者に通知するとともに助成金を交付するものとし、適当でないと認めるときは所定の高知市資格取得助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）

は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市資格取得助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定及び助成金額の確定はなかつたものとみなす。

(助成金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条第1項に規定する交付決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市資格取得助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の交付決定を受けた事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第12条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定による改正後の高知市資格取得助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請されるものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

助成対象となる経費	補助対象事業者が負担する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で、次に掲げるもの (1) 第4条第1項に掲げる資格等の取得に係る受講料及び受験料等 (2) 第4条第2項に掲げる技能検定の受験手数料
助成率	3分の2（1,000円未満切り捨て）
助成限度額	10万円

高知市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者 (職・氏名)

高知市資格取得助成金交付申請兼請求書

高知市資格取得助成金の交付を受けたいので、高知市資格取得助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、裏面の誓約事項について誓約するとともに、裏面の同意事項について同意します。

なお、助成金の交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた当該助成金について請求します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 対象労働者・資格等について

1	氏名			
	雇入年月日	令和 年 月 日 (採用年数: 年 カ月)	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
	資格名		取 得 日	年 月 日
	対象経費	円	助成金交付申請額	円
	取得理由			
2	氏名			
	雇入年月日	令和 年 月 日 (採用年数: 年 カ月)	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
	資格名		取 得 日	年 月 日
	対象経費	円	助成金交付申請額	円
	取得理由			

3 添付書類

- (1) 雇用保険適用事業所設置届 (事業主控) 及び雇用保険被保険者証
- (2) 雇用状況が確認できる書類
- (3) 納税証明書 (官公庁提出用)
- (4) 資格取得及び受験等に要した経費を明らかにする書類の写し (消費税額等の内訳がわかるもの)
- (5) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (6) 振込先口座の通帳の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(裏面)

5 助成金の振込先

口座名義	フリガナ												
	記号					番号							
ゆうちょ銀行・郵便局	1				0	-							1
銀行 その他の金融機関	銀行・信金 労金・( )					口座番号(右詰め)							
	支店 出張所					<input type="checkbox"/> 普通							
					<input type="checkbox"/> 当座								

誓約同意事項

- 1 申請兼請求書及び添付書類等の内容が虚偽でないこと。
- 2 助成対象労働者の離職防止に向けた手立てを講じるよう努めること。
- 3 高知市から、申請書類の内容に関して調査や報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。
- 4 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 5 高知市税を滞納していないこと。
- 6 不正の手段により助成金の交付を受けていたことが判明した場合には、助成金の返還に応じること。

様

高知市資格取得助成金交付決定兼助成金額支払通知書

年 月 日付で交付申請のありました高知市資格取得助成金については、下記のとおり交付することに決定し、助成金額を確定しました。

つきましては、ご指定の金融機関預貯金口座に支払いますので、高知市資格取得助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (2) この指令に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この助成金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。